

図書館だより

今月のおすすめ図書 テーマ“たんぽぽがいっぱい！楽しいたんぽぽの絵本！”



町立図書館
岸 図書館長



たんぽぽ たんぽぽ

みなみ じゅんこ / 作
アリス館

おはなし会でおなじみのわらべうたが楽しい絵本になりました。さあ、動物たちといっしょに綿毛を飛ばしましょう！楽譜・遊び方付き。



たんぽぽになりたくて

内田麟太郎 / 文 南塚直子 / 絵
童心社

たんぽぽの綿毛は笑いながら飛んでいく。行きたいところは選べず、風が行き先を決めるけど。春に読みたい幸せな気持ちになれる絵本。



おなべおなべにえたかな？

こいで やすこ / 作
福音館書店

ある春の日、きつねのきつこたちが鍋のスープの番をしていたところ…。みんなで作ったたんぽぽ入りの豆スープがとっても美味しそう！



たんぽぽ

平山和子 / 文・絵
北村四郎 / 監修 福音館書店

身近な植物、たんぽぽ。実物大の長い根や、花は小さな花の集まりであることなどが丁寧に描かれていて、たんぽぽについて詳しくなる1冊。

今月のおはなし会 3月22日(土)



0歳児 10:00～10:30、1歳以上 11:00～11:30
3歳以上 13:30～14:00、小学生 14:00～14:30

◆町立図書館 (☎32-4646)
◆開館時間：10:00～18:00
◆休館日：毎週月曜日・祝日・毎月最終木曜日

◆ECフィルム上映会と
紋きりワークショップ
図書館では、みえ森と緑の県民税市町交付金事業として、木にまつわる映像を中心としたECフィルム上映会と紋きりワークショップを開催します。
【日時】3月30日(日)
ワークショップ
午前10時～12時
ECフィルム上映会
午後2時～3時30分
【講師】下中菜穂さん
【対象】小学生以上
【申込】電話にて申し込み
【定員】各30名(先着順)
【場所】紀宝はぐくみの森

お住まいの近くで、役場業務が利用できます

移動支所をご利用ください

移動支所では、下表の日程で住民票、印鑑証明、納税証明書などの申請受付事務(交付は後日)や町税、国民健康保険税の収納事務、各種届出事務などを受け付けます。

また、町内の3郵便局(紀伊井田、御船、相野谷)において、住民票などの発行もできます。

表：3月の移動支所開設日程 赤色は、移動図書館も開設

	開設日	会 場	開設時間
月曜日	3日	桐原生活改善センター	9:00～10:15
	10日	平尾井高齢者生産活動センター	10:30～11:45
	17日	大里多目的集会施設	13:30～14:45
	24日	上野農事集会所	15:00～16:15
火曜日	4日	飛雪の滝キャンプ場	9:00～10:15
	11日	北松杖多目的集会施設	10:30～11:45
	18日	中村多目的集会施設	13:30～14:45
	25日		

	開設日	会 場	開設時間
水曜日	5日	阪松原生活改善センター	9:00～10:15
	12日	永田青年クラブ	10:30～11:45
	19日	井田公民館	13:30～14:45
	26日	地下集会所	15:00～16:15
木曜日	6日	上地多目的集会施設	9:00～10:15
	13日	下地生活改善センター	10:30～11:45
	20日	茶屋地構造改善センター	13:30～14:45
	27日	下り場集落センター	15:00～16:15
金曜日	7日	高岡防災センター	9:00～10:15
	14日	鮎田構造改善センター	10:30～11:45
	21日	紀宝町役場(移動図書館のみ)	14:00～16:00
	28日		

▶詳しくは、役場税務住民課(☎33-0337)までお問い合わせください。

広報クイズ

【問題】

- ① マイナンバーカードと〇〇免許証が一体化！
- ② 〇〇〇マーク・カードを配布しています
- ③ 冬から春は〇〇が発生しやすい季節です
- ④ 今月のお料理「材料たったの2種類♪〇〇〇棒」
- ⑤ 相野谷中学校で〇〇大会を実施

◆応募資格
紀宝町内に在住の方
◆応募方法
ハガキかLogoform(ロゴフォーム)で、クイズの答え5問分(○の中に入る数字や文字)と、住所、氏名、電話番号、町や「広報きほう」についての一とを書き、役場企画調整課広報係(〒519-5701 紀宝町鶴殿324)まで応募してください。正解者の中から、抽選で5名の方に、上記賞品をお贈りします。
◆締め切り
3月10日(月)必着(当選者の発表は、来月号のこのコーナーで)
■2月号の正解
①資源 ②申告 ③避難
④SNS ⑤もちつき
■2月号当選者
(応募総数17通・正解者17人
賞品はカメレンジャーグッズ)
・山下 睦子さん(井田)
・柳澤 かおりさん(大里)
・仲 沙織さん(成川)
・岡橋 あずささん(井内)
・谷口 洋平さん(鶴殿)

▼詳しくは、役場企画調整課
広報係(☎33-0334)まで。

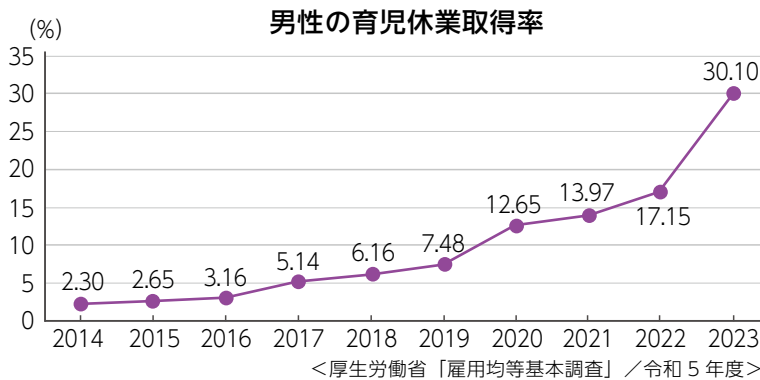


logoform: 広報クイズ



商工会共通商品券
(2000円分)

3月号の当選者へは
抽選で左記の物が当たります



近年、育児中の女性の就業を推進する社会的な動きにも後押しされ、共働き世帯が増加しています。同時に、仕事と家庭との両立に苦慮する女性をサポートすべきという声が高まり、男性の積極的な育児参加が求められるようになりました。そのような背景から育児休業を取得する男性が増加する一方でパタハラ(パタニティハラスメント)という問題が浮上しています。

パタハラとは

パタハラとは、育児休業を取得しようとする男性や育児中の男性に対する嫌がらせや不当な扱いを指します。具体的には、育児休業

の取得を認めない、育児休業を取得したことを理由に降格や減給を行う、育児休業から復帰した後に仕事を与えない、などの行為があげられます。

パタハラ対策の必要性

パタハラは従業員のモチベーション低下や離職につながるだけでなく、会社のイメージダウンにもつながります。また、訴訟リスクも高まるため、会社はパタハラ対策を講じる必要があります。具体的には育児休業制度の整備、従業員への啓発、相談窓口の設置、再発防止策の徹底などがあります。社会全体でパタハラをなくし、男性も育児に参加できる社会を実現しましょう。

パタハラ(パタニティハラスメント)を知っていますか

～男女が支えあい尊重しあえるまちづくり～
考えよう！男女共同参画